

## 学校園の臨時的任用職員の任用期間等に関する取扱いについて

標題について、地方公務員法の改正趣旨を踏まえ、令和2年4月1日以降に、改正地方公務員法第22条の3第1項の規定に基づき任用を行う臨時的任用職員（期限付講師・臨時講師等）にあたっては、新たな任期との間の空白期間の有無を考慮することなく、業務上必要な期間で任用を行うこととします（1日空白期間の廃止）。

### 【変更前の発令パターン例】

任用	更新	1日の空白期間	新たな任用
4/1～9/30	10/1～3/30	3/31	4/1～9/30

### 【変更後の発令パターン例】

任用	更新	新たな任用
4/1～9/30	10/1～3/31	4/1～9/30

※R2. 3. 31 まで任用期間があっても、1日空白期間を設けることなく、R2. 4. 1 から新たな任用を行います。

これに伴い、令和2年4月1日以降、臨時的任用職員に関する給与・勤務条件について以下のとおり取り扱うこととします。

#### 1 初任給決定の時期

任用期間を更新する場合を除き、その任用の都度、初任給決定を行います。

任用	更新	新たな任用
4/1～9/30	10/1～3/31	4/1～9/30
4/1 初任給決定	初任給決定なし	4/1 初任給決定

※初任給決定・・・新たに任用された際に受けることとなる給料月額決定のことで、本市に採用される以前に経歴（前歴）がある者については、その年数等に応じた調整を行います。

#### 2 退職手当

退職手当は、引き続いている在職期間の始期から退職（在職期間が引き続かない期限満了）までの期間を勤続年数として算定し、退職後に支給します。

#### 3 その他

改正地方公務員法において、臨時的任用職員が「常時勤務を要する職」に就く職員として位置付けられることから、令和2年4月1日以降、任用の日から公立学校共済組合に加入することとなります。

## 発令期限の違いによる身分取扱の違い (R1. 8. 1 時点)

※ 発令期間は原則、令和元年10月1日から令和2年3月31日とします。ただし、当該講師から令和2年3月31日まで発令をすることに同意が得られない場合に限り、発令期限を令和2年3月30日とすることを認めます。

例① 令和2年4月1日から大阪市で期限付講師等として採用されたと仮定した場合

	3月30日(月)までの発令	3月31日(火)までの発令
給与	3月31日分の減額が発生する。	減額は発生しない。
令和2年6月期の期末・勤勉手当	支給の基礎となる在職期間(期末手当)及び勤務期間(勤勉手当)に令和元年12月2日から令和2年3月30日までの勤務実績が通算される。 <u>3月31日分は減額される。</u>	支給の基礎となる在職期間(期末手当)及び勤務期間(勤勉手当)に令和元年12月2日から令和2年3月31日までの勤務実績が通算される。
退職手当	<u>当該任期満了後に退職手当を支給する。</u> (ただし、支給要件(※)を満たしている場合に限る。) <p>令和2年度発令にかかる退職手当を算定する在職期間の起算日は、令和2年4月1日となり、退職(在職期間が引き続かない期限満了)後に支給する。</p>	<u>当該任期満了後には退職手当を支給しない。</u> <p>退職手当は、平成31年4月1日と引き続けている(前の)発令の在職期間の始期から在職期間を算定し、退職(在職期間が引き続かない期限満了)後に支給する。</p>
年次休暇	1年間(任用期間満了に引き続く若干の中断期間を含む)任用された職員が、引き続き任用されることとなった場合、 <u>残日数の繰越を認める。</u>	
令和2年3月分の社会保険料控除	<u>3月分は控除されない。</u> (3月分の給与にて2月分が控除される)なお、月途中の退職となるので各自において居住地の役所等で健康保険・年金等の手続きが必要となる。	<u>3月分の給与から控除される。</u> (3月分の給与にて、2・3月分が控除される)

(※) 引き続き6か月(日単位)以上勤務した場合は一般の退職手当が支給される。引き続き12か月(日単位)以上勤務し、その後失業状態が続く場合は本人の申請により失業者退職手当が支給される。

(例) 1日採用の場合は当月末日で1か月(4月1日採用の場合4月30日で1か月) 2日以降の場合は翌月応答日(採用日-1)で1か月(4月2日採用の場合、5月1日で1か月)

例② 大阪市の教員採用試験に合格して令和2年4月1日から大阪市の正規教育職員として採用されたと仮定した場合

	3月30日(月)までの発令	3月31日(火)までの発令
令和2年6月期の期末・勤勉手当	令和元年12月2日から令和2年3月31日までの勤務実績は通算されない。(※1)	令和元年12月2日から令和2年3月31日までの勤務実績は通算される。
退職手当	<p><u>当該任期満了後に退職手当を支給する。</u> (令和元年度在職期間分の請求)ただし、支給要件(※2)を満たしている場合に限る。</p> <p>正規教育職員としての退職手当を算定する在職期間の起算日は、令和2年4月1日となる。</p>	<p>当該任期満了後には退職手当を支給しない。</p> <p>正規教育職員としての退職手当を算定する在職期間の始期は、平成31年4月1日となる。(在職期間が通算される。)</p>
年次休暇	残日数の繰越は <u>認めない。</u>	残日数の繰越を <u>認める。</u>
令和2年3月分の社会保険料控除	<p><u>3月分は控除されない。</u> (3月分の給与にて2月分が控除される) なお、月途中の退職となるので<u>各自において居住地の役所等で健康保険・年金等の手続きが必要</u>となる</p>	<p><u>3月分の給与から控除される。</u> (3月分の給与にて、2・3月分が控除される)</p>

- (※1) 令和2年4月1日から同年6月1日までの勤務実績に基づいて期末・勤勉手当が支給される。
- (※2) 引き続き6か月(日単位)以上勤務した場合は一般の退職手当が支給される。  
引き続き12か月(日単位)以上勤務し、その後失業状態が続く場合は本人の申請により失業者退職手当が支給される  
(例) 1日採用の場合は当月末日で1か月(4月1日採用の場合4月30日で1か月)  
2日以降の場合は翌月応答日(採用日-1)で1か月(4月2日採用の場合、5月1日で1か月)

※制度内容は今後、変更になる可能性があります。